

平成 22 年第 3 回 定例会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 10 号
至 陳情第 13 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 0	四谷 6 丁目墓地建設の中 止を求める陳情						1
1 1	都市再生機構の見直しに 当たり、UR 賃貸住宅を 公共住宅として継続、居 住者の居住安定策確立を 求める意見書の提出に関 する陳情						2
1 2	府中市都市計画に基づく 府中市街づくりのインフ ラについての陳情						4
1 3	四谷 6 丁目墓地建設計画 の中止を求める陳情						5

陳 情 番 号	1 0	受理年月日	平成 2 2 年 7 月 2 6 日	
陳情人住所氏名	府中市四谷 6 - 3 1 - 1 1 四谷西部自治会 会長 土 方 文 男			
件 名	四谷 6 丁目墓地建設の中止を求める陳情			
〔陳情要旨〕 安全で快適に住めるまちづくりを願う住民にとって、地域内に墓地を造成することは問題であり、不要であります。 府中市議会におかれましては、東京都並びに関係機関に対して、墓地建設に反対する意見書の提出をお願いいたします。 〔陳情理由〕 私ども四谷西部自治会は府中市の南西部に位置する地域で、多摩川沿いの緑地や公共施設の立地と、住宅と工場等が共存するとともに、多摩川は多くの市民の憩いの場である区域です。また、都市計画道路や上下水道などの基礎的なインフラが整備されている地域であり、都市計画道路沿いは商業施設も展開し、良好な住宅地の展開とにぎわいのあるまちが発展している中で暮らしております。 さて、このたび府中市四谷 6 丁目 9 番地の 1 外 4 筆に墓地の建設を計画していると聞いておりますが、これまでの良好な環境や恵まれた景観が阻害され、これからのまちづくりに多大な影響を及ぼすこととなります。 私たちは墓地の必要性を全面的に否定するものではありませんが、住宅の密集している地域に墓地を造成することが問題と考えているものです。 地域の多くの住民は、豊かな自然環境の中で何代にもわたってきているのです。自然環境は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであります。そして、それを将来に継承するために適正に保全していくことが重要であると考えております。 墓地建設は、その周辺環境のみならず、地域の発展に大きな悪影響を及ぼすため、墓地建設は許すことができません。 この地域が発展し、我々が安心して暮らし続けるためには、墓地は不要であり、地域住民の総意として、断固墓地建設を中止するよう強く要請しているところです。 どうかご理解の上、お力添えをいただきたく、陳情いたします。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 1	受理年月日	平成 2 2 年 8 月 1 7 日
陳情人住所氏名	府中市晴見町 1－2 8－1 2 府中グリーンハイツ自治会 会長 深 澤 武		
件 名	都市再生機構の見直しに当たり、UR 賃貸住宅を公共住宅として継続、居住者の居住安定策確立を求める意見書の提出に関する陳情		

府中市議会におかれましては、常に公団住宅（UR 賃貸住宅）居住者の居住の安定確保にご尽力を賜り、深く感謝申しあげます。

〔陳情理由〕

本年 4 月に行われた独立行政法人に対する行政刷新会議の事業仕分けでは、私たちが住む団地の大家である都市再生機構について、賃貸住宅事業は「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」するとされました。すべてのUR 賃貸住宅には市場家賃が設定されており、継続居住者の家賃は 3 年ごとの見直し・値上げで市場家賃化を図ってきています。この裁定は、すべての賃貸住宅の民間移行（民営化）に道を開くものです。また、「高齢者・低所得者向け住宅を自治体または国に移行する」は、政府が住宅政策を大転換しない限り、実現できることではありません。これは、76万戸200万人近い居住者の生活実態を無視するものです。

全国の公団住宅では高齢化が進み、当ハイツでも約半数の世帯が60歳以上、収入面でも公営住宅階層（年収433万円未満）世帯が約半数を占め、約 3 分の 2 の世帯が今の団地での永住を希望しており、生活のよりどころとなっています。

日本住宅公団以来、半世紀にわたって築き上げてきた公団住宅・UR 賃貸住宅は、我が国におけるかけがえのない公共賃貸住宅資産です。国会の「都市再生機構法案に対する附帯決議」（平成15年 5 月）を踏まえ、UR 賃貸住宅が果たしている役割、そして今後「住宅セーフティネット」として果たすべき役割を明確にし、国民のための公共賃貸住宅として適切な管理・組織のもとで存続させ、居住者の居住の安定のための施策を推進することが不可欠であると考えます。また、これからの国を背負う若い世代にとっても、安心して入居し、住み、子どもを育てられる公共賃貸住宅が必要であり、それはUR 賃貸住宅の重要な役割であると確信しています。

つきましては、府中市議会が次の事項について政府等へ意見書を提出し

てくださるよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

- 1 独立行政法人都市再生機構の見直しに当たっては、約76万戸の賃貸住宅を、適切な組織・管理による公共賃貸住宅として継続させるようにしてください。
- 2 国会の総意である「都市再生機構法案に対する附帯決議」とUR賃貸住宅の「住宅セーフティネット」としての法的な位置づけ、並びに居住世帯の生活実態を踏まえ、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる家賃制度に改めてください。
- 3 都市再生機構が計画しているUR賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）及び定期借家契約導入等の方針を見直し、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立してください。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 2	受理年月日	平成 2 2 年 8 月 1 8 日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台 2 - 1 0 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市都市計画に基づく府中市街づくりのインフラについての陳情			
〔陳情要旨〕 1 市街地再開発事業（区域） 2 都市計画道路 3 区画街路 4 特殊街路 5 土地区画整理事業（区域） 区域内に都市計画法第53条・第54条に違反する建造物が存在する。 6 環境安全部危機対策係緊急災害センターが設置され、市民の安全対策に当たる。学校現場では管理者が対策に当たる。管理者はどんな役割をするのか。学校現場が破壊された場合の対応。人命に関係する問題である。 〔陳情理由〕 1 建設省告示 2 東京都告示 3 府中市告示 以上の手続きを獲得した区域については、都市計画法第53条・第54条により、建造物の築造が制限されている。制限がなければ都市計画が成立しない。実現不能。現に、都市計画区域内に法第53条・第54条に違反する建築物が存在しています。これは、行政の無策が建築主の違法な建築物か。東部・西部の区画整理全域について、調査報告書を提出ください。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 3	受理年月日	平成 2 2 年 8 月 2 4 日	
陳情人住所氏名	府中市四谷 6－5－8 四谷 6 丁目墓地計画反対の会 葛 西 則 義 外 2 人 署名 1， 9 8 2 人			
件 名	四谷 6 丁目墓地建設計画の中止を求める陳情			
〔陳情要旨〕 府中市四谷 6 丁目 9 番地の 1 外に現在計画されている墓地建設計画に、 私たち墓地計画地の近隣住民は反対です。 府中市議会は、府中市が四谷 6 丁目の墓地建設計画に反対であることを 決議し、墓地建設の許認可庁である東京都及び関係機関に対してその反対 の意思を伝えるとともに、墓地が建設されないよう近隣住民と一致協力し て活動していただくようお願いします。 〔陳情理由〕 1 墓地計画地周辺の環境 私たち近隣住民代表は、現在の住所に住むこと 30 年以上、いずれも平 穩に暮らしてきました。その間、相続などで農地が住宅地に、農地が倉 庫に、倉庫跡地がマンションに変わるところも出ていますが、住宅・倉 庫・工場・農地・緑地がそれなりに存在する地域です。都道 20 号線の開 通、四谷橋の開設により、交通は便利になり、交通量もふえましたが、 今後、計画的に開発を進め、市民にとって優良な住環境を現在同様に整 備していくことが予定されている地域です。南は多摩川に面し、四谷緑 道や下堰緑地などの緑地や、生産緑地の指定を受けている農地、農業用 水など、まだまだ多くの自然にも恵まれている地域です。 墓地が計画されている四谷 6 丁目の用途地域は、都市計画法施行時 （昭和 45 年）には第一種住宅専用地域でしたが、昭和 57 年以降は準工業 地域に変更になり、現在に至っています。 2 四谷 6 丁目墓地建設計画に反対する理由 私たちが墓地計画に反対する主な理由は以下のとおりです。 (1) 墓地建設は、良好なまちづくりの推進に重大な支障をもたらす計画 です。 墓地は、通常の工場の建設とは異なり、一度できてしまえばほぼ永 遠に移動することのない施設です。しかも、墓地の存在を忌避する市 民も多くいるところから、新たな市民が移住することを阻害し、不動				

産価格の不当な値下がりによって不動産取引の停滞を招くものです。

新たな市民の移住がなく、新たな商業施設などの建設もなくなってしまうと、地域の発展は大きく停滞してしまいます。良好な住みよいまちづくりのために、安全・安心なまちづくりのため、また良好な景観を維持するためにも、墓地は無益であり、有害な施設と言わざるを得ません。

- (2) 「府中市内における墓地・墓園の造成に関する指針」では、府中市内には「墓地・墓園の新設は、原則として認めないものとする。」としています。この府中市としての原則を四谷6丁目の墓地建設計画にも適用すべきです。

また、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例に付する平成12年9月都議会付帯決議」では、「条例の運用に当たっては、区市町村の意向を配慮すること。」と定めており、府中市の指針が正当に扱われれば、本来、府中市内での墓地建設計画は棄却されるべきものです。

- (3) 府中市は稲城市に市民墓地を計画していると伺っています。既に、多磨町には多磨霊園を受け入れており、府中市全体では十分すぎる墓地を有しています。今後の墓地需要に応じて、府中市は3,000基分の墓地用地を稲城市に求め、平成25年には供用を開始すると伺っております。

この状況下で、府中市民以外の人ばかりが利用するであろうと思われる墓地（宗教法人が所有し、永代使用料や墓石の形で販売する）が、府中市民に支持されるとは到底言えません。

- (4) 宗教法人の墓地は、地方自治体の墓地より、墓地としての公共性は高くないものです。

墓地建設計画の説明時には「布教のために墓地を建設する」としながら、これまでの小平メモリアルガーデン（万行寺の既存墓地）での墓地の募集では「宗教一切不問」としています。しかし、仏教でも宗派ごとに法事の手順・やり方は違うのが当然ですが、浄土真宗西本願寺派の万行寺は、当然葬儀やその後の法事は自派の方式によってしか行い得ません。他宗教・他宗派の法事が浄土真宗の寺や墓地では行えないことは通常ですし、こうした墓を担保にしたような布教方針を掲げ、信教の自由を主張することは、憲法の保証する範囲を逸脱している可能性もあります。

また、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）で見ても、宗教不問として集客しながら、布教の意思があり、その後の法事などの手続きは自宗派のみとするなら、これは法令違反の疑いが高い行為です。

- (5) 既に300基の墓を持つ東村山市のお寺が、府中市の649基の墓を適切に管理することはかなり困難と思われます。残念ながら、近隣の日新町4丁目の墓地（府中・国立メモリアルパーク）では、平成16年3月に400基で許可を受けて分譲開始した区画数を、同年5月には675基に、現在はさらに区画を細かくして1,007区画にまで増設して営業していたことがわかっています。

こうした違法な手続きが横行しがちな墓地ビジネスを、適確に事業主に管理させ、公共の福祉に合致する営業を続けさせるためには、もし墓地を認めるとしても、近接寺院による適正規模での経営とすべきです。

- (6) 交通問題の解消策は未解決です。

ア 数百の墓地が分譲された後、盆や彼岸など来訪者が集中し、計画の14台の駐車場では不足するときの対応策は未解決です。近隣にあった既存の大規模な駐車場が数カ所同時になくなったため、空き駐車場がほとんどない状況になっています。現在の状況下では、繁忙時に駐車場を求めて対応することは極めて困難です。

イ 墓地計画地は四谷通りから数十メートル南に入ったところにありますが、東側から往来するのであれば別ですが、事業主の現在の計画では、西側からは鋭角に右折する必要があります、四谷通りで切り返して墓地駐車場に入る車もふえ、交通事故の危険性が高くならざるを得ない計画になっています。

3 結語

以上の理由により、私たち墓地計画地の近隣住民は、墓地建設計画に反対です。本陳情書に同意をいただいた市民の方々の署名簿を添付します。内訳は、近隣住民（四谷4、5、6丁目及び日新町4、5丁目）951名、上記以外の府中市民618名、その他413名、合計1,982名です。

府中市議会は、府中市が四谷6丁目の墓地建設計画に反対であることを決議し、墓地建設の許認可庁である東京都及び関係機関に対してその反対の意思を伝えるとともに、墓地が建設されないよう近隣住民と一致協力して活動していただくよう再度お願いします。

付託する委員会